

A 2 - 6 2

5 年 保 存 (常) (令和12年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 3 0 1 4 号

鹿 会 第 1 7 8 号

令 和 7 年 6 月 2 7 日

各 部 長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担 当	被害者支援室	Tel	
-----	--------	-----	--

犯罪被害者支援活動に伴う会場施設借上に要する経費の支出要領
について（通達）

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による直接的な被害のほか、被害後に生じる精神的な負担等の二次的な被害を受けており、犯罪被害者等が安心してカウンセリングや相談（以下「カウンセリング等」という。）を受けることができる会場施設を確保する必要がある。

よって、県警察では、警察施設以外の会場施設を公費で借り上げ、カウンセリング等が実施できる予算措置を図るとともに、このたび、別添のとおり「犯罪被害者支援活動に伴う会場施設借上に要する経費の支出要領」を制定したので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、令和7年6月26日から施行する。

別添

犯罪被害者支援活動に伴う会場施設借上に要する経費の支出要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者等に対して行うカウンセリング等の会場施設の借上げに要する経費（以下「借上費用」という。）の支出手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事件

(1) 次に掲げる罪に当たる身体犯の事件

ア 殺人罪及び同未遂罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条及び同法第203条）

イ 強盗致死罪及び同未遂罪（刑法第240条及び同法第243条）

ウ 強盗・不同意性交等及び同致死罪（刑法第241条及び同法第243条）

エ 不同意性交等罪及び同未遂罪（刑法第177条及び同法第180条）

オ 不同意わいせつ罪及び同未遂罪（刑法第176条及び同法第180条）

カ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪並びにこれらの罪の未遂罪（刑法179条及び同法第180条）

キ 不同意わいせつ等致傷罪（刑法第181条）

ク 未成年者略取及び誘拐罪並びに同未遂罪（刑法第224条及び同法第228条）

ケ 営利目的等略取及び誘拐罪並びに同未遂罪（刑法第225条及び同法第228条）

コ 身の代金目的略取等罪及び同未遂罪（刑法第225条の2及び同法第228条）

サ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪並びに同未遂罪（刑法第226条及び同法第280条）

シ 人身売買罪及び同未遂罪（刑法第226条の2及び同法第280条）

ス 逮捕及び監禁罪（刑法第220条）

セ 逮捕等致傷罪（刑法第221条）

ソ 傷害致死罪（刑法第205条）

タ 傷害罪のうち、全治1か月以上の傷害を負ったもの（刑法第204条）

チ 前号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

(2) 重大な交通事故事件

ア 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

イ ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

ウ 交通死亡事故等

ア及びイのほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

エ 危険運転致死傷罪及び無免許危険運転致死傷罪

危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

3 事前協議等

警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、対象事件が発生し、借上費用を公費負担する必要があると認めるときは、次の事項について総務課長と事前に協議するものとする。

- (1) 会場施設を借り上げる目的及び必要性
- (2) 支出の上限を超えるときは、その支出額
- (3) 民間の会場施設を借り上げる時は、その理由

4 会場施設

借り上げる会場施設は、公共の会場施設を優先的に選定するものとする。

ただし、地域の実情、犯罪被害者等の精神的負担、二次的被害等に配慮するため、民間の貸し会議室、研究室等を利用する必要があると認めるときは、この限りではない。

5 支出の上限

原則として、1回につき3,000円を限度とする（会場施設の空調利用料、駐車料金及び消費税を含む。）。

6 支出手続

(1) 申請

事前協議の結果、借上費用の公費負担が適当であると認めるときは、署長等は、「借上会場施設経費の予算配賦について（依頼）」（別記様式。以下「予算配賦依頼書」という。）に、借上費用に係る請求書の写しを添えて、総務課長に申請すること。

(2) 令達依頼

申請を受けた総務課長は、予算配賦依頼書に基づき警務部会計課長に予算令達を依頼すること。

(3) 支払

支払は金融機関への口座振替払いによるものとし、支払に関する事務は、警察署又は高速道路交通警察隊の会計担当係において行うものとする。

7 留意事項

借上費用の公費負担は、主として、犯罪被害者等に対するカウンセリング、相談等の被害者支援活動を対象とするものであることから、取調べ、鑑識作業等の捜査活動の目的のために利用することがないように留意すること。

別記様式(6の(1)関係)

1 年 未 満 保 存 (年 月 日 まで)

F N . A 2 - 6 - 0

号 外
年 月 日

総務課長 殿

所	属	長
檔		Tel

借上会場施設経費の予算配賦について（依頼）
見出しのことについては、下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

1 配賦依頼額

犯罪被害者等の借上会場施設経費 円（使用料賃借料）

2 事案の概要等

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 被害者

(4) 借上会場施設使用者（被害者との関係）

(5) 概要

3 その他

借上会場施設管理者等からの請求書の写しを添付する。